

資料I

合志市総合政策審議会 活動について

合志市総合政策審議会とは？

（目的）

市の総合計画や行政改革大綱などの策定、その他市の重要施策について、審議する組織として平成18年6月に設置しました。

（委員）

公募による委員、各種委員会・団体等から推薦された委員、学識経験を有する者の中から20人以内で組織。任期は2年。

（仕事）

市長の諮問や必要に応じて、次のような事項について審議します。

- ①合志市総合計画の策定
- ②合志市の行政改革大綱や集中改革プランの策定
- ③ ①②の進行管理や行政評価
- ④その他市長が必要と認める事項

【合志市総合計画】 ※別冊

自治体すべての計画の基本となる計画。一般に長期のまちづくりビジョン（目指すべき将来都市像）を示す基本構想、基本構想で示された都市像を実現するための施策を定める中期計画である基本計画、基本計画で方向づけられた施策を具体的な事業として実現する実施計画の3つの計画で構成されます。

【行政改革大綱】 ※資料2

行政改革における基本的な方向性を示したもので、行政経営を行っていく上での基本方針となるものです。

【集中改革プラン】 ※資料3

行政改革大綱に掲げる重点事項について、具体的な取り組みを明示したものです。

【行政評価】

行政が実施している仕事（政策、施策や事務事業）について評価し、その結果を次の企画立案に生かす手法です。

合志市総合政策審議会運営事業 スケジュール表 【令和2年度】

委員の任期: 令和2年6月1日～令和4年5月31日												
令和2年度予定案件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○ 任期満了に伴う委員改選事務 (令和2年5月31日まで)	委員決定			① 7月3日	① ・委嘱状交付 ・施策評価作業の事前説明							
1 委嘱状交付												
2 総合計画 (第2次基本構想第1期基本計画:H28～R1)の進行管理＝施策評価(R1実績を振り返って)					② 8月6日	③ 8月11日	④ 8月18日	提 言	②全体説明、施策(28施策)ごとに班別に評価作業 ③施策(28施策)ごとに班別に評価作業 ④各施策(28施策)に出された意見等を、審議会の意見としてまとめる。			
3 ふるさと創生基金活用事業に係る助成決定に関する審議	事案の発生(申請)に応じ、開催予定の直近の審議会に諮問 ⇒ 答申											
4 行政改革大綱及び集中改革プランに関する審議 (第4期:R2-R5)								⑤ 10月末頃	⑤10月～11月ごろ ・R1年度集中改革プランの進捗状況報告ほか			
5 総括									⑥ ・審議会の活動を振り返り、総括する。 ・施策評価を受けて、どのように反映し、予算の取組に活かしたかを報告 ・次年度スケジュールの概要について説明、その他			⑥ 3月中旬
			議会定例会					議会定例会	議会定例会		議会定例会	

合志市総合計画

基本構想:本市の将来都市像を示し、すすむべき方向や基本理念を明らかにしたまちづくりと行政運営の指針です。

第1次基本構想
(H20~H27)

第2次基本構想
(H28~R5)

基本計画:基本構想に示された将来像を具体的な形にするために取り組む基本的な施策を総合的・体系的に示します。

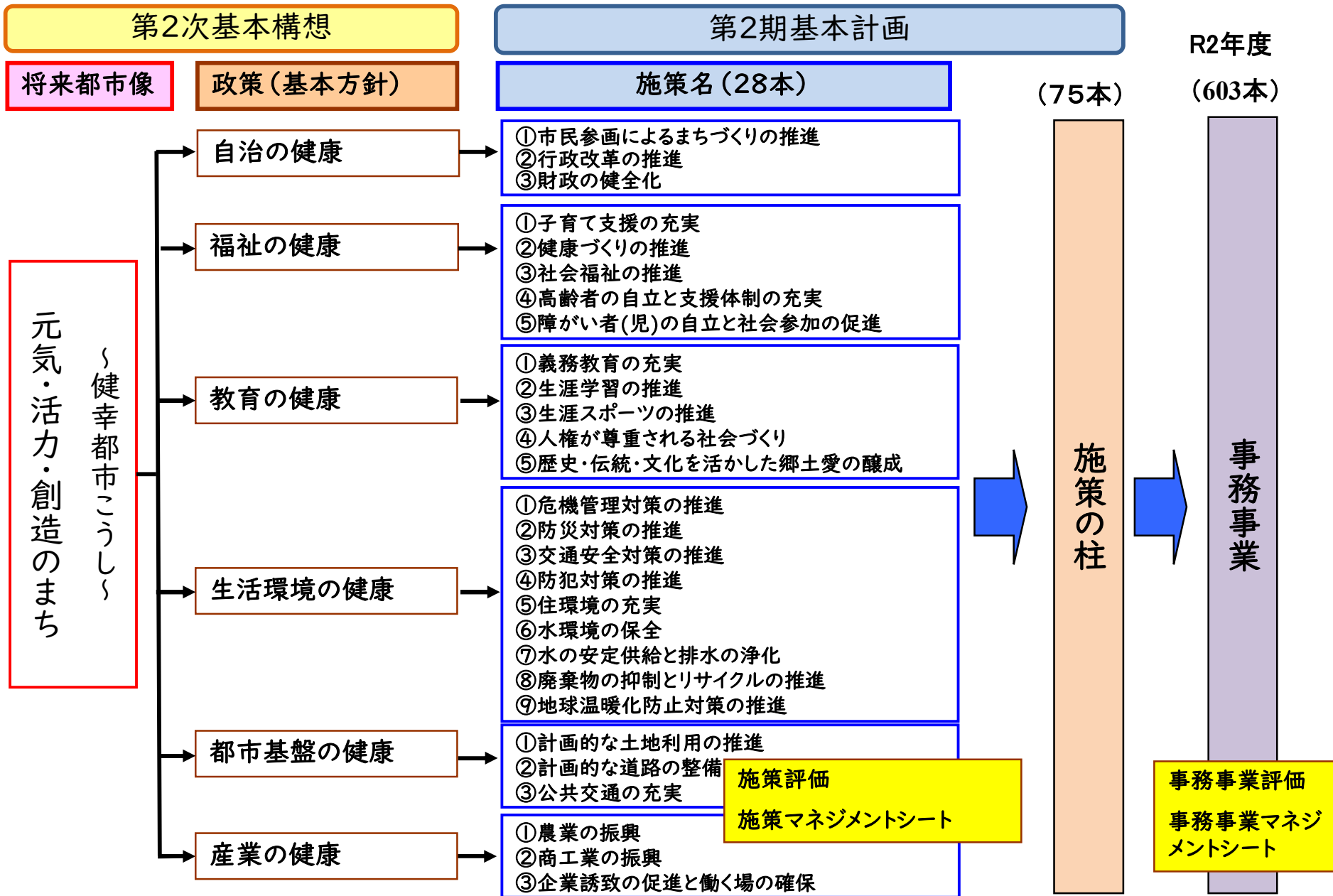
第1期基本計画
(H20~H22)

第2期基本計画
(H23~H27)

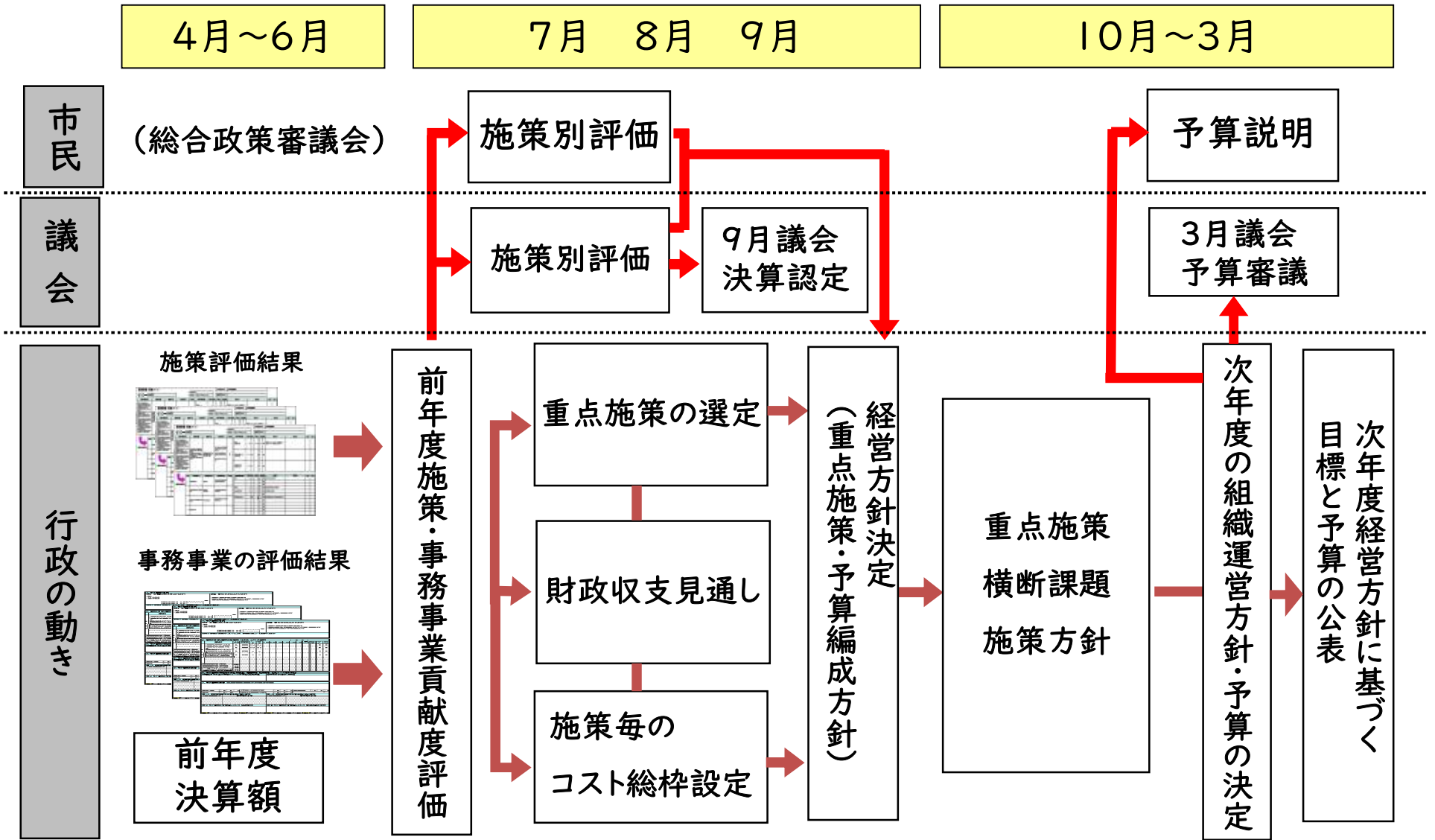
第1期基本計画
(H28~R1)

第2期基本計画
(R2~R5)

合志市総合計画の「政策体系」

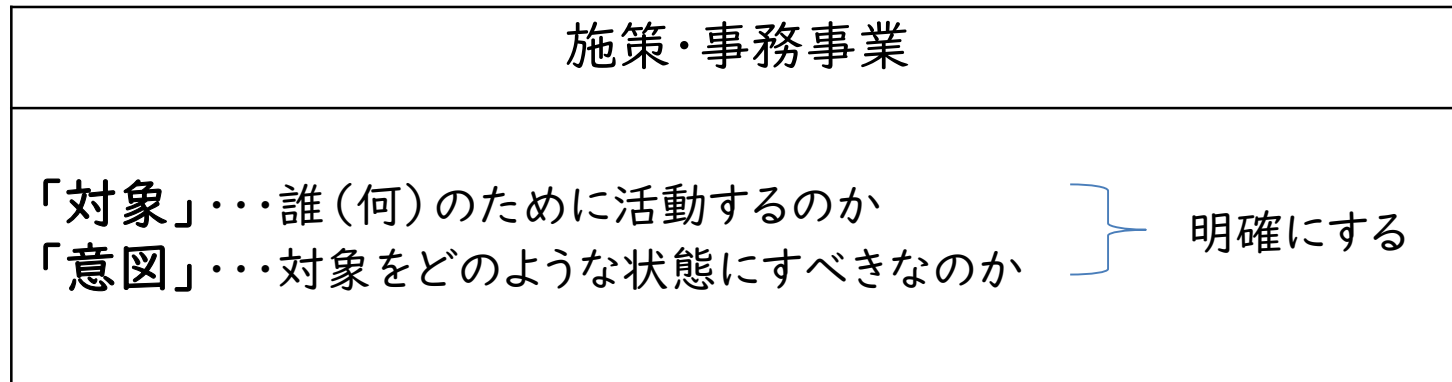


予算編成までの年間の流れ



【施策別評価（行政評価）】

行政が実施している施策や事務事業について、成果指標を用いて有効性、効率性、必要性を点検評価し、その結果を次の計画と実施に反映していきます。



達成度を「成果」として数値で表す

第2次基本構想 第1期基本計画（抜粋）

政策1.自治の健康

1 市民参画によるまちづくりの推進

○ 第2次基本構想での施策の方針

自治基本条例の理念に基づき市民・議会・行政が協働し、市民一人ひとりが積極的に社会参画できる場をつくるため、市民の地域づくりへの関心を高めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。

また、地域づくりやボランティアに取り組む人材の育成や、それらをつなげる相互のネットワークづくりを促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

目的と施策の方針

対象 ・市民

意図 ・まちづくり活動に参画する

成 果 指 標	単 位
A：地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合 [市民アンケート]	%
B：市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合 [市民アンケート]	%

成果 指標	平成26年度 現状値	数値区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A	64.6%	成り行き値	64.3%	64.0%	63.7%	63.4%
		目標値	65.0%	65.5%	66.0%	66.5%
B	74.1%	成り行き値	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%
		目標値	74.3%	74.5%	74.7%	74.9%

出典：合志市企画課『合志市総合計画 第2次基本構想 第1期基本計画』44ページ（平成28年3月）

施策マネジメントシート(H30振り返り 抜粋)

施策マネジメントシート(30年度目標達成度評価)				シート1				令和元 年 7 月 16 日 更新日 令和元 年 月 月 日				
施策体系												
政策名(基本方針)		1	自治の健康		施策名		1	市民参画によるまちづくりの推進				
施策統括部		総務部		関係課		総務課、秘書政策課、商工振興課、生涯学習課						
施策主管課		企画課										
1 施策の目的と指標												
対象		市民		意図		まちづくり活動に参画する						
成果指標												
										名称		単位
A	地域の活動やボランティア活動、NPO活動などに参加している市民の割合										%	
B	市の行う説明会や行事、イベントなどに参加している市民の割合										%	
C												
結果												
2 指標等の推移												
成果指標	26年度 現状値	数値区分	28年度	29年度	30年度	1年度	評価	背景として考えられること				
A	%	64.4	成り行き値	64.3	64.0	63.7	63.4	△	防災意識の高まりから防災訓練などの地域活動への参加人口は増えているが、市全体の人口増により、相対的な割合は目標に達していません。			
			目標値	65.0	65.5	66.0	66.5					
			実績値	61.1	64.7	64.1						
B	%	74.1	成り行き値	74.1	74.1	74.1	74.1	×	市主催のイベントの減少や共催でのイベント実施のため参加者数が伸び悩んでいます。			
			目標値	74.3	74.5	74.7	74.9					
			実績値	69.1	69.6	69.6						
C			成り行き値									
			目標値									
			実績値									
D			成り行き値									
			目標値									
			実績値									

※【評価】 ○:目標達成 △:目標をほぼ達成(-5%) ×:目標を未達成

令和2年度予算取り組み説明資料(抜粋)

1 市民参画によるまちづくりの推進

政策推進本部	総合政策審議会	議会
<p>①市民に対する積極的、効果的な情報発信・開催方法の検討をすること</p> <p>②イベント自体の魅力を行政としてどのように見せていくか検討すること</p> <p>③行政から積極的に働きかけて、地域座談会を開催すること</p>	<p>①市のメインイベントをしっかりと決め、長く継続していくこと</p> <p>②イベント開催時の周知方法や開催内容並びに開催方法を見直すこと</p> <p>③地域や市民に、積極的に情報を提供すること</p> <p>④外国人向けの対応を整備し、国際化を進めていくこと</p>	<p>①市民がイベントに参加したくなるようなワクワクする企画や周知方法を検討すること</p> <p>②市主催のイベントが市民ニーズに合っているのか再検討を行うこと</p> <p>③人口増加に伴う新住民(転入者)の行政区への加入促進を図ること</p>



【令和2年度経営方針】

- ①市主催のイベントについて、多くの市民に参加してもらえるよう魅力ある企画と周知に努める。
- ②市民や地域への情報発信について、積極的で分かりやすい情報発信に努める。
- ③市民に市政への関心を持ってもらうため、行政から積極的に働きかけて地域座談会を開催する。
- ④行政区への加入促進を積極的に行う。

令和2年度合志市経営方針（抜粋）

令和2年度合志市経営方針

令和2年度の施策別 取り組み方針

合志市政策推進本部において、総合計画第2次基本構想 第2期基本計画（計画期間：令和2年度から令和5年度）に基づき、令和2年度の取り組みについて、合志市の経営方針を決定しましたのでお知らせします。

この経営方針は、第2期基本計画の政策体系に基づく28の施策の課題や方針を基本として、行政内部における平成30年度の目標達成度と事務事業貢献度に関する評価、令和元年度の取り組み状況、並びに市議会及び市総合政策審議会における施策評価を踏まえ、第2期基本計画の初年度である令和2年度における施策別の取り組み方針を表しています。

また、令和2年度において、どの施策に力を入れ優先的に推進していくかについて、最重点施策及び重点施策を設定しています。

なお、取り組み実施については、国等の動向による状況の変化に適切に対応していきます。

基本計画：政策Ⅰ 自治の健康

重点施策

施策① 市民参画によるまちづくりの推進

- ①市主催のイベントについて、多くの市民に参加してもらえるよう魅力ある企画と周知に努める。
- ②市民や地域への情報発信について、積極的に分かりやすい情報発信に努める。
- ③市民に市政への関心を持ってもらうため、行政から積極的に働きかけて地域座談会を開催する。
- ④行政区への加入促進を積極的に行う。

重点施策

施策② 行政改革の推進

- ①SDGsの考え方をふまえて、第2期基本計画の着実な推進に努める。
- ②効率的な行政運営のため、RPA・AIの導入を検討し市民サービスの向上に努める
- ③行政改革大綱、集中改革プラン及び財政計画に基づき、効果的な行財政運営に努める。
- ④「職員人材育成基本方針」に基づき、各階層にあった職員研修や各種研修支援を実施し、主体性、積極性を持った職員の育成に努める。
- ⑤「公共施設等総合管理計画」に基づき作成した各個別施設計画の進行管理を行う。1

最重点施策

施策③ 財政の健全化

- ①財政計画及び事務事業に基づく予算編成と、公共施設等総合管理計画等による効果的な施設の維持を行い歳出削減に努める。
- ②適正かつ公平な税務事務を行うとともに、ふるさと納税については企業版ふるさと納税制度をさらに活用するなど幅広い分野での自主財源の確保に努める。
- ③使用料及び手数料の適正な負担を図るため、各施設等の調査を行い見直しを行う。
- ④財政状況について、市民及び職員への分かりやすい広報・周知に努める。

施策の優先度評価

総合計画第2期基本計画の体系に基づく28施策について、最重点施策及び重点施策を以下のとおり設定しました。

なお、地方創生に関連する各種事業については、施策の優先度に関わらず全庁的な取り組みとして優先的に取り組むものとして位置づけます。

【最重点施策】

令和2年度において、他の施策との関連も含め、最も優先的に重点化し、さらに成果を向上させる必要があるとされた最重点施策は、次の3施策です。

- ⇒ **3 施策**
- ★財政の健全化
 - ★健康づくりの推進
 - ★防災対策の推進

【重点施策】

令和2年度において、他の施策に優先して取り組み、重点的に成果を向上させる必要があるとされた重点施策は、次の9施策です。

- ⇒ **9 施策**
- ☆市民参画によるまちづくりの推進
 - ☆行政改革の推進
 - ☆子育て支援の充実
 - ☆高齢者の自立と支援体制の充実
 - ☆義務教育の充実
 - ☆廃棄物の抑制とリサイクルの推進
 - ☆計画的な土地利用の推進
 - ☆農業の振興
 - ☆商工業の振興

(資料)合志市総合政策審議会条例

○合志市総合政策審議会条例

平成18年6月27日条例第173号

改正

平成19年3月20日条例第8号

平成22年6月25日条例第9号

平成22年12月17日条例第14号

平成30年3月2日条例第1号

合志市総合政策審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、合志市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、合志市（以下「市」という。）の基本構想の策定及び行政改革を効果的に推進することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌する事務は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項
- (2) 行政改革大綱の策定に関する事項
- (3) 集中改革プランの策定に関する事項
- (4) 計画及び大綱の進行管理並びに行政評価に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会の専門的な事務を分掌するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(専門的助言等)

第8条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、専門知識を有する者又は利害関係を有する者から意見を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第9条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、関係機関又は団体に対して資料の提出、説明及び調査を依頼することができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第9号)

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月17日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。